

【青年部コーナー】

交流フットサル試合を開催！



11月3日(土)、県連青年部事業として「交流フットサル試合」を開催し、久留米からは7名が参加しました。今回は、小倉会に加えて、初めて久留米税務署の職員の方々に県連青年部事業にご参加いただきました。久留米にお迎えしてのホーム開催は、11月とは思えないほどの暖かさで、楽しくプレーして更なる交流を深めることができました。



ホームページから無料体験版をダウンロードできます！

ブルーリターンA 検索

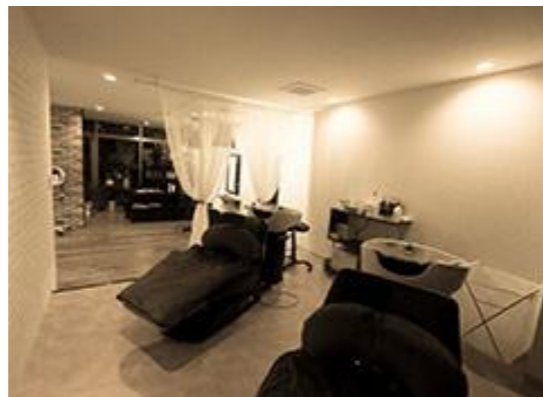
ブルーリターンAについてのお尋ねは、久留米青色申告会事務局まで TEL:0942-33-0213

- 導入時価格 27,000円 (別途消費税)
内訳: 本体価格 18,000円、3年分保守料 9,000円
※毎年、税制改正に対応したソフトを提供します。
※4年目以降の更新料は3年分保守料9,000円(別途消費税)のみ必要
- 対応OS Windows10 / Windows8.1 / Windows7

久留米青色申告会会員紹介

【こんなお仕事やっています！】

事業所名: hair make WILGA
事業主名: 平野 桂太
所在地: 久留米市大善寺南1丁目15-11
グランシャリオ大善寺B
TEL: 0942-65-7480



ゆっくりと落ち着ける雰囲気のサロンです。

～取材を終えて～
スタイリストのご主人にレセプション兼保育士の奥様に取材させていただきました。毎月、奥様が書かれた可愛いイラスト付きの新聞は、来店されたお客様にお届けされるそうです。(Chi)

- 【営業時間】 9:30～19:00
- 【店休日】 月曜日
- 【駐車場】 サロンの前に有り

2016年に大善寺でヘアサロンを開業しました。久留米商工会議所へ開業の相談で来所していましたが、初めての記帳や確定申告を行うのを機に、久留米青色申告会に入会しました。はじめは手書きで記帳していましたが、65万円の青色申告特別控除を目的に、2018年の記帳より会計ソフト「ブルーリターンA」を使っています。当サロンは、完全予約制で保育士がおりますので、小さなお子様づれでも安心です。ヘアカット、カラーリングの他、新しく「ホイップSPA」も始めましたので、お近くにお越しの際にはぜひお立ち寄りください。

編集後記

春や春。大宰府天満宮の曲水の宴は、雅な都人の美意識を彷彿とさせる早春の風物詩。そんな福岡は、今年は雪に見舞われることも少なく、穏やかな日々を過ごせたように思います。片や雪国の方々は、雪かき、雪下ろし作業に追われ、事故と隣り合わせの日々と聞きます。これだけ、人間にとって便利な機械や道具が次々と市場に生み出されているというのに、未だスコップやつるはしに頼っているのが現状だそうです。朝ドラの「まんぶく」に登場する主人公のような、庶民の幸せを追求する発明家の方々が、雪害から人々を開放するために、持てる知識と知恵を絞っていただけることを願っています。(梅)

くるめ青色申告会だより

《第17号》

■発行 久留米青色申告会 ■発行人 長谷広信 ■発行日 平成31年2月

〒830-0022 久留米市城南町15-5
TEL 0942-33-0213
FAX 0942-33-0933

★ホームページ開設しました！★
「久留米青色申告会」で検索下さい

久留米青色申告会 検索

「平成31年新年のごあいさつ」 久留米青色申告会 会長 長谷広信

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、平素より久留米青色申告会の事業にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

昨年の日経平均株価は7年ぶりに下落しましたが、企業収益は過去最高と大企業は好調でした。一方、中小・零細企業は、労働者不足や後継者不足等により厳しい環境にあります。今年は、4月の統一地方選があり、5月1日新天皇が即位され新元号になります。6月にはG20財務相会議が福岡市で開催され、7月には参院選、そしていよいよ10月から消費税率10%へ増税と軽減税率が導入されます。忙しい1年になりそうです。

さて、昨年より久留米税務署入口に青色申告会スタンドを設置いただき、当会の案内や青色申告だより、「開業届セット」を置かせていただいています。「開業届セット」は、開業時に必要な開業届や青色申請等をまとめてしたものです。久留米税務署のご協力に感謝申し上げます。

また、昨年は2年ごとの先進青色申告会視察の年でしたので、全青色の八坂会長が地元で会長をされている一般社団法人鹿児島青色申告会を訪問しました。鹿児島会は、2,430名の会員に対し少数の事務局の人数で効率的に業務を行ってある印象でした。青色コー

ナーに注力され26日間開催、事前研修は4回行ってあります。また、研修事業も青色学校(手書き講座)や青色講座(相続税等)など多数開催されています。

やはり、活発に活動されている会は会員さんが増えてくるのだと思います。当会の運営に見習うことがたくさんありましたので、今後の活動に活かしたいと思います。

当会は、「やさしいシリーズ研修会」(記帳、決算、BR-A編等)を開催していますが、本年はこれに加えて、青色申告の勉強会や相続税等の税法、補助金等の経営セミナーなどの研修会を増やしていきたいと思っています。

昨年より全青色の常任理事として会議に参加することになり、11月には全青色理事会、小規模議連総会、税制改正要望集会にも出席しました。その後12月の平成31年度税制改正大綱には「個人事業者の事業承継税制」が創設されました。青色申告会の努力の賜物です。この新税制についても研究を行って参ります。

当会は、本年も皆様の事業に役立つ活動を行うとともに青色申告の普及に向けた活動を行ってまいりますので、会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びに当り、会員企業のご発展と皆様方のご健勝を祈念申し上げまして年頭のごあいさつとさせていただきます。

平成30年分 確定申告に関する情報の総合窓口

所得税および復興特別所得税・贈与税 3月15日(金)までに申告・納税

個人事業者の消費税および地方消費税 4月1日(月)までに申告・納税

確定申告特集

このページでは、個人の方に向けた所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告に関する情報を提供しています。

申告手続きには >

マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。e-Tax なら本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です

確定申告書等作成コーナーが変わりました >

- ・スマートフォンからの申告が便利になりました
- ・e-Tax が更に便利になりました (e-Tax 事前準備のご案内)
- ・トップページなどのデザインが変わりました

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
(ご本人のマイナンバーを確認できる書類) ●通知カード ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限り) などのうちいずれか1つ	(記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類) ●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード などのうちいずれか1つ

◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

●マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
●ご自宅から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

活動レポート 「やさしいシリーズ研修会」を開催

10月30日(火)に「やさしいシリーズ研修会」の『会計ソフトブルーリターンA編』(午前の部・午後の部参加者12名)を開催しました。

当日は、当会の事務局が講師を務め、初期設定の仕方について、帳簿入力の仕方などについて初心者向けにわかりやすく説明しました。参加者からは、「とても使いやすい会計ソフトだと思った」という声を頂きました。



11月8日(木)、20日(火)の2日間で『減価償却の仕方編』と『決算の仕方編』をそれぞれ開催しました。

2日間とも当会の役員である中野厳章税理士が講師を務め、決算処理の中でも処理の仕方が複雑な減価償却の仕方について、決算の仕方、申告の仕方について初心者向けにわかりやすく説明して頂きました。

参加者からは「決算がスムーズに進められると思う」という声を頂きました。



12月5日(水)に『消費税率引上げと軽減税率制度対応の実務ポイントについて』『軽減税率対策補助金について』を開催しました。

当日は長谷会長が講師を務め、2019年の10月から始まる消費税率の引上げや軽減税率制度について、記帳や領収書の発行など実務におけるポイントをわかりやすく説明して頂きました。

また、軽減税率対策の支援策として実施されている補助金について、(有)エムケイブレインの榎本典之氏に説明していただきました。受講者からは、「分からないところがよく理解できた。」「補助金でレジの導入を検討したい。」という声を頂きました。

今後も「やさしいシリーズ研修会」を開催していきますので、ぜひご参加ください。



決算書作成説明会・申告書作成説明会を開催

12月21日(金)と1月28日(月)の2日間で「決算書作成説明会」と「申告書作成説明会」を開催しました。

当日は久留米税務署個人課税第一部門の佐藤沙織国税調査官にお越しいただき、決算書や申告書を作成する上で間違いやすいところやポイントをわかりやすく説明して頂きました。

受講者からは「事例も入れて説明していただいたので、とても分かりやすかったです。」という声を頂きました。

確定申告に向け、早めの決算準備をお願いいたします。



先進地青色申告会を視察

11月13日(火)～14日(水)に一般社団法人鹿児島青色申告会を視察しました。

当日は、90分程度を予定していた情報交換会は、大幅に時間を延長し、両会とも活発な情報交換ができました。

また、会員同士もより懇親の深まった視察研修となりました。



会員交流事業「新入会員歓迎交流会」を開催

10月5日(金)に一般部会では「新入会員交流会」(参加者15名)を開催しました。

例年開催される今回の交流会は、入会して間もない会員向けに当会の事業内容を説明するとともに、会員同士の交流を図ることを目的に開催しているものです。

参加者からは、「とても楽しく、すぐに会員同士が打ち解けることができた」という声を頂きました。



今後の予定

・2月21日(木)、22日(金)、3月4日(月)、5日(火)、6日(水)・・・計5日間

【午前の部】9:30～12:00、【午後の部】13:00～16:30

平成30年分所得税・消費税確定申告書税理士個別相談会(久留米商工会館)

・3月1日(金)、7日(木)、8日(金)、11日(月)、12日(火)、13日(水)・・・計6日間

久留米税務署内青色コーナー設置(久留米税務署内確定申告会場)

連載 読み物 vol.17

「平成30年分からの配偶者控除・配偶者特別控除について」

久留米青色申告会 会長 長谷広信 税理士

平成30年分から配偶者控除、配偶者特別控除が改正になりましたね。この改正は平成29年度税制改正により、パート収入「103万円の壁」を意識してパート収入を抑制していたのを配偶者特別控除の38万円の枠を拡げて就業調整しなくて働けるように考えられたものです。それと税制中立の観点から、配偶者控除にも所得者本人の所得制限ができました。

1. 配偶者控除の要件及び控除額

- (1) 要件：配偶者の合計所得 38万円以下(給与収入103万円以下)
- (2) 要件：所得者本人の合計所得 1,000万円以下(改正)
- (3) 控除額：所得者本人の合計所得が900万円以下、900万円超950万円以下、950万円超1,000万円以下に応じて、38万円・26万円・13万円
※老人控除対象配偶者は、48万円・32万円・16万円

2. 配偶者特別控除の要件及び控除額

- (1) 要件：配偶者の合計所得 85万円(給与収入150万円)まで控除額が38万円に引き上げられました。控除は、合計所得38万円超123万円以下の場合に適用されます。
- (2) 要件：所得者本人の合計所得 1,000万円以下(以前から)
- (3) 控除額：所得者本人の合計所得が900万円以下、900万円超950万円以下、950万円超1,000万円以下と配偶者の合計所得に応じて控除額が変わります。この改正後の控除額一覧表は、年末調整のしかたや平成31年度青色申告会必携などに掲載されています。

3. 注意する点(確定申告・年末調整)

- (1) 配偶者控除に所得者本人の所得制限ができたこと
- (2) 所得者本人の所得により控除額が変わること(普通は900万円以下が多いのかな)
- (3) 配偶者特別控除は、対象となる配偶者の給与収入が、1,410,000円までだったのが、平成30年分から2,015,999円まで控除額がありますので、控除漏れのないようにしてください。

久留米商工会議所定例窓口無料相談のお知らせ

※月曜日から金曜日まで随時行っておりますので事前にお問合せ下さい。

経営相談：中小企業診断士が創業、経営革新等の各種相談をお受けします(毎週火曜)。

司法書士相談：司法書士が会社・法人登記・不動産登記・債務整理等の相談をお受けします(第2火曜)。

法律相談：弁護士が経営上の法律に関する相談をお受けします(第1・第3金曜)。

特許相談：弁理士が、特許、意匠、商標、実用新案に関する相談をお受けします(第1・第3水曜)。秘密厳守。

事業承継相談：親族・社員・第三者への事業承継をはじめ、事業の譲渡・譲受に関する相談をお受けします(第1・第3月曜)。

お問合せ：久留米商工会議所経営支援課(0942-33-0213)